| | |
|---|---|
| N－メチルピス（2，4－キシリイルイミノメチル）アミン（別名アミトラズ） | 0.0066mg／l |
| 5－エチル－5，8－ジヒドロ－8－オキソ［1，3］ジオキソロ［4，5－g］キノリン－7－カルボン酸（別名オキソリニック酸） | 0.055mg／l |
| 4－ブロモ－2－（4－クロロフェニル）－1－エトキシメチル－5－（トリフルオロメチル）ピロール－3－カルボニトリル（別名クロルフェナピル） | 0.069mg／l |
| （E）－2－（4－tert－ブチルフェニル）－2－シアノ－1－（1，3，4－トリメチルピラゾール－5－イル）ビニル＝2，2－ジメチルプロピオナート（別名シエノピラフェン） | 0.1mg／l |
| 2－メトキシエチル＝（RS）－2－（4－tert－ブチルフェニル）－2－シアノ－3－オキソ－3－（α，α，α－トリフルオロ－o－トリル）プロピオナート（別名シフルメトフェン） | 0.24mg／l |
| 3－メシチル－2－オキソ－1－オキサスピロ［4．4］ノナ－3－エン－4－イル＝3，3－ジメチルブチラート（別名スピロメシフェン） | 0.058mg／l |
| （S）－1－アニリノ－4－メチル－2－メチルチオ－4－フェニルイミダゾリン－5－オン（別名フェンアミドン） | 0.074mg／l |
| （Z）－2－［2－フルオロ－5－（トリフルオロメチル）フェニルチオ］－2－［3－（2－メトキシフェニル）－1，3－チアゾリジン－2－イリデン］アセトニトリル（別名フルチアニル） | 6.3mg／l |
| 3－ヨード－N′－（2－メシル－1，1－ジメチルエチル）－N－｛4－［1，2，2，2－テトラフルオロ－1－（トリフルオロメチル）エチル］－o－トリル｝フタルアミド（別名フルベンジアミド） | 0.045mg／l |
| プロピル＝（1RS，2SR）－（3－オキソ－2－ペンチルシクロペンチル）アセタート（1RS，2RS）－（3－オキソ－2－ペンチルシクロペンチル）アセタート（別名プロヒドロジャスモン） | 0.37mg／l |
| イソプロピル＝［（S）－1－｛［（R）－1－（6－フルオロ－1，3－ベンゾチアゾール－2－イル）－エチル］カルバモイル｝－2－メチルプロピル］カルバマート（別名ベンチアバリカルブイソプロピル） | 0.18mg／l |
| 2，4，6，8－テトラメチル－1，3，5，7－テトラオキサシクロオクタン（別名メタアルデヒド） | 0.058mg／l |
| 1－｛3－クロロ－1－メチル－4－［（5RS）－5，6－ジヒドロ－5－メチル－1，4，2－ジオキサジン－3－イル］ピラゾール－5－イルスルホニル｝－3－（4，6－ジメトキシピリミジン－2－イル）尿素（別名メタゾスルフロン） | 0.071mg／l |

## ○環境省告示第百五十五号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年十月十日

環境大臣　長浜　博行

表2－［（RS）－1，3－ジメチルブチル］－5－フルオロ－1，3－ジメチルピラゾール－4－カルボキサニリド（別名ペンフルフェン）の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 5－エチル－5，8－ジヒドロ－8－オキソ［1，3］ジオキソロ［4，5－g］キノリン－7－カルボン酸（別名オキソリニック酸） | 450μg／l |
| 5，10－ジヒドロ－5，10－ジオキソナフト［2，3－b］－1，4－ジチイイン－2，3－ジカルボニトリル（別名ジチアノン） | 5.9μg／l |
| （RS）－2－セコダリーブチルフェニル＝メチルカーバメート（別名フェノブカルブ又はBPMC） | 1.9μg／l |
| N－（2，3－ジクロロ－4－ヒドロキシフェニル）－1－メチルシクロヘキサンカルボキサミド（別名フェンヘキサミド） | 120μg／l |
| N－ブトキシメチル－2－クロロ－2′，6′－ジエチルアセトアニリド（別名ブタクロール） | 3.1μg／l |

## ○東北地方整備局告示第百五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十日　　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 盛岡市茶畑二丁目三一番一から同市茶畑二丁目三一番二まで | 前 | 二四・八〇～三〇・〇〇メートル | 九〇・〇〇キロメートル |
| | 後 | 二四・八〇～二八・〇〇 | 〇・〇〇 |

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

## ○関東地方整備局告示第三百六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十日　　関東地方整備局長　森北　佳昭

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二百九十八号 | 市川市高谷二丁目四七一番一から同市高谷二丁目五二八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 関東地方整備局及び同局首都国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十四年十月十日

## ○中部地方整備局告示第百八十一号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十四年十月十日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　登録建築物調査機関の名称　株式会社愛知建築センター

二　住所　愛知県安城市横山町浜畔上二十六番一号

三　代表者氏名　代表取締役　鳥居　敏夫

四　登録年月日　平成二十四年九月二十日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地　株式会社愛知建築センター　愛知県安城市横山町浜畔上二十六番一号